尾張旭市監査公表第９号

令和２年３月２日付け尾張旭市監査公表第４号をもって公表した定例監査結果報告について、令和２年３月１１日付け１収第１２７２号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により次のとおり公表します。

令和２年３月３０日

尾張旭市監査委員　長谷川　博　樹

尾張旭市監査委員　さかえ　章　演

総務部収納課

監 査 の 指 摘 事 項	措　置　状　況
市税収納代行業務委託施行伺いにおいて、予測金額の積算根拠となる基本料金及び収納手数料の単価が記載されていない。また、市税等の収入業務を業者に委託しているが、事前に会計管理者との協議が行われていない。尾張旭市会計規則第２８条では、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、会計管理者と協議し、委託する業務の内容、条件、委託手数料等を記載した委託契約書案を添えて市長の決裁を受けなければならないとされている。	指摘事項につきましては、今後の委託業務において、予測金額の積算根拠を明確に記載するよう是正します。また、尾張旭市会計規則第２８条に基づき、事前の会計管理者との協議を行うよう改めます。